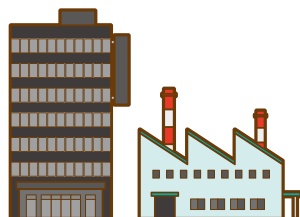


事業所等の管理権原者の皆様へ

屋内は原則禁煙です！



受動喫煙防止対策は マナーからルールへ

望まない受動喫煙防止を図るため、特に健康影響が大きい子どもや患者の皆さんに配慮し、病院や学校等は「敷地内禁煙」、事業所等は「原則屋内禁煙」と健康増進法により規定されています。

原則屋内禁煙の施設

事業所・工場・ホテル・旅館・飲食店・パチンコ店等

※原則屋内禁煙は、紙巻たばこだけでなく、加熱式たばこも含まれます。

喫煙室を設置する場合

「喫煙専用室」または「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置が可能です。屋内の一部に喫煙室を設置する場合は、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たす必要があります。（保健所への届出は不要です）

また、屋外に喫煙場所をつくる場合は、人の往来が多い場所を避けるなど、受動喫煙が生じないよう配慮が必要です。

客席のすべてを喫煙可能にし、それ以外の場所を禁煙とすることは、改正法の趣旨に沿わないものであり認められません。また、事務所等において執務室を喫煙可能にし、それ以外の場所を禁煙とする場合も同様に認められません。



屋内は原則禁煙

喫煙室を設置する場合



喫煙室専用室を設置
喫煙のみ可



加熱式たばこ専用
喫煙室を設置
飲食等も可

※喫煙室を設置する場合の遵守事項



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満
立入禁止

20歳未満の方は、客も従業員も喫煙エリアに立ち入ることができません。



技術的基準の
厳守

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たす必要があります。



宣伝広告の
際の明記

広告または宣伝する場合は、喫煙エリアがある旨を明記する必要があります。



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策を講ずることも必要です。



違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。



宮城県

Miyagi Prefectural Government

標識について

喫煙エリアがあることを示すため、建物及び喫煙室の出入口の見やすい場所に標識を掲示する必要があります。

【標識一覧】ダウンロードはこちらから(外部サイトヘルリンク)
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>
(厚生労働省ヘルリンク)



設置イメージ

技術的基準について

喫煙室を設置する場合は、喫煙室からのたばこの煙の流出を防ぐため、次の基準を満たすよう措置を講じる必要があります。



1. 喫煙室出入口において **室外から室内に流入する空気**の気流が風速0.2m毎秒以上
2. たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないよう、**壁、天井等で区画**
3. たばこの煙が**屋外又は外部に排気**

よくある質問

Q. 建物の外に喫煙スペースを設けても良いか？

A. 屋外は規制の対象外ですので、喫煙スペースを設けることが可能です。ただし、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮が必要です。

Q. 加熱式たばこのエリアと禁煙エリアの面積制限は？

A. 「非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要である」という考えに基づき、厚生労働省より「加熱式たばこ専用喫煙室の割合が禁煙エリアの割合を超えない程度」という解釈が示されています。

Q. 出入口の扉は必ず必要か？

A. 出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上であれば必ずしも必要ではありません。

Q. 会社の車はどうしたら良いか？

A. 喫煙者に配慮義務が課せられていることを踏まえ、望まない受動喫煙を防止するため、同乗者の意向に配慮することが望ましいです。

Q. 会社で受動喫煙防止対策がとられていない。

A. 最寄りの保健所へご相談ください。会社の所在地を管轄する保健所で対応します。



〈お問い合わせ先〉

仙南保健所 成人・高齢班
TEL 0224-53-3120
〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1
(大河原合同庁舎隣の保健所棟)

塩釜保健所 健康づくり支援班
TEL 022-363-5503
〒985-0003 塩釜市北浜4-8-15

大崎保健所 健康づくり支援班
TEL 0229-87-8010
〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1(大崎合同庁舎西側)

石巻保健所 健康づくり支援班
TEL 0225-94-6124
〒986-0861 石巻市あゆみ野5-7(石巻合同庁舎1階)

気仙沼保健所 成人・高齢班
TEL 0226-22-6614
〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3

保健福祉部健康推進課健康推進第一班
TEL 022-211-2623
〒980-8579 仙台市青葉区本町3丁目8番1号